

2025年度全国通訳案内士試験

第1次筆記試験

＜通訳案内の実務＞の傾向と対策

ハロー通訳アカデミー
植山源一郎

目次

<基本情報>

- 1 ガイドライン
- 2 問題作成委員、配点構成、問題数、合格への道
- 3 「観光庁研修テキスト」→「通訳ガイドテキスト」
- 4 「関連法令」からの出題分析

<問題分析>

- 6 2024 年度の問題分析
- 7 2023 年度の問題分析
- 8 2022 年度の問題分析
- 9 2021 年度の問題分析
- 10 2020 年度の問題分析
- 11 2019 年度の問題分析
- 12 2018 年度の問題分析
- 13 「観光庁研修テキスト」の冒頭部分(目次)

<問題と解答>

- 20 2024 年度の問題と解答
- 26 2023 年度の問題と解答
- 32 2022 年度の問題と解答
- 38 2021 年度の問題と解答
- 45 2020 年度の問題と解答
- 53 2019 年度の問題と解答
- 59 2018 年度の問題と解答
- 64 「観光庁研修」について
- 65 「観光庁研修テキスト」の重要事項
- 70 「現場で必要とされるトラブル対応方法」

<予想問題>

- 71 通訳案内士法に関する予想問題
- 71 旅行業法に関する予想問題
- 74 旅行管理の実務に関する予想問題
- 75 災害発生時における応急的な医療対応に関する予想問題
- 75 危機管理に関する予想問題

●2025 年度<ガイドライン>

<通訳案内の実務>で問われるもの

通訳案内の実務についての筆記試験は、全国通訳案内士が通訳案内を行うに当たって必要となる関係法令に関する知識や旅程管理の実務に関する知識、訪日外国人旅行者の国別・文化別の特徴等に関する知識、災害発生時等における応急的な医療対応や危機管理に関する知識について、基礎的な内容について問うものとする。

(1)試験方法

- ・試験は、通訳案内の現場において求められる基礎的な知識(例えば、旅行業法や通訳案内士法等の業務と密接に係る法令に関する基本的な内容や実際に通訳案内業務に就くに当たっての訪日外国人旅行者の旅程の管理に関する基礎的な内容等)を問うものとする。
- ・本科目については、原則として、令和7年4月に観光庁より発行された「[通訳ガイドテキスト\(初版\)](#)」を試験範囲とする。
- ・試験の方法は、**多肢選択式(マークシート方式)**とする。
- ・試験時間は、**20分**とする。
- ・試験の満点は、**50点**とする。
- ・問題の数は、**20問程度**とする。
- ・内容は、**地図や写真等を使った問題も含まれるものとする。**(←2025年度より新設)

(2)合否判定

- ・合否判定は、原則として **30点/50点(60%)**を合格基準点として行う。
- ・実際の平均点が、合格基準点から著しく乖離した科目については、当該科目の試験委員と試験実施事務局から構成される検討会を開催する。その結果、必要があると判断された場合には、**合格基準の事後的な調整を行う**。この調整は、平均点の乖離度及び得点分布を考慮して行う。
(受験者からのレポートを総合的に分析すると、2018年度、2019年度、2020年度、2021年度、2022年度、2023年度、2024年度の合格基準点は、すべて、**30点**であったと思われる)

●そもそも、「合格基準点」とは何か？

通訳案内士試験は、1949年から73年の歴史を持つ国家試験だが、長年に渡り、「**難問、奇問、珍問の通訳案内士試験**」の異名を誇ってきた。

下記は、その件で、私が「AERA」(2015年12月1日)から取材を受けた記事である。

・[問題がニッチすぎる？難問奇問珍問の国家資格「通訳案内士」](#)

マスコミに叩かれるようになって初めて、観光庁も重い腰を上げ、「ガイドライン」→「合格基準点」の設定、改正を重ねてきたが、その際、**<合格基準点＝出題者が、その科目の平均点となるように作成する基準点>**ということが大前提となっていた。つまり、平均点を取れば、合格ということである。

●「一般常識」が「一般常識」と「通訳案内の実務」に二分割された理由

マスコミの批判を受けて、観光庁は、2016年9月の第18回「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」から、本格的に「試験制度の見直し」に着手し、「地理、歴史、一般常識の**出題範囲を明確化すべき**」「現在の合格者は旅行の現場で全く使いものにならないので、旅程管理を含む通訳案内の実務に関する問題を**出題すべき**」との委員の意見を踏まえて、「一般常識」は、**通訳案内士として知っておくべき「一般常識」と合格後に現場で必要とされる「通訳案内の実務」**に二分割された。

「通訳案内の実務」は、2018年度、2019年度、2020年度、2021年度、2022年度、2023年度、2024年度とこれまでに7年間出題されてきたが、ほとんどの問題(95.5%)(127題/133題)が、「観光庁研修テキスト」から出題された。

2024年度の問題も、94.1%(16題/17題)が「観光庁研修テキスト」から出題された。

問題作成委員

●問題作成委員

2018年度から2024年度までの出題形式、内容、配点構成を分析すると、〈通訳案内の実務〉の問題作成委員は、2グループ(1グループ2名)が担当したと考えられる。

【Aグループ】2018年度～2019年度を担当

【Bグループ】2020年度～2024年度を担当

【Bグループ】が、2025年度の問題作成を担当するかどうかは不明であるが、直近(7年分)の既出問題(2018年度～2024年度)の出題傾向はよく見ておくことが大切である。

年度別の大問、小問の配点構成、問題数

●2018年度	2点×10題+3点×10題=50点	(問題数:20題)
●2019年度	2点×10題+3点×10題=50点	(問題数:20題)
●2020年度	2点×16題+3点×6題=50点	(問題数:22題)
●2021年度	2点×10題+3点×10題=50点	(問題数:20題)
●2022年度	2点×4題+3点×14題=50点	(問題数:18題)
●2023年度	3点×14題+4点×2題=50点	(問題数:16題)
●2024年度	3点×16題+2点×1題=50点	(問題数:17題)

〈合格への道〉

【1】孫子の兵法に曰く、「彼を知り己を知れば百戦殆からず」と申します。

まず、既出問題(過去問)を見て、**出題傾向**、**自分の強い分野**、**弱い分野**を知ることがすべての出発点になります。

●[〈通訳案内の実務〉問題\(2018年度～2024年度\)](#)

【2】次に〈合格体験記〉を読むことにより、合格への道のりを追体験してください。

〈合格体験記〉は**合格への道筋を示してくれます**。また、勉強に行き詰まったときに〈合格体験記〉を読むと、**必ず道が開けます**。

●[〈最終合格体験記〉のまとめ\(2019年度～2024年度\)](#)

2024年度第2次口述試験〈2次レポート〉もご参照ください。

●[2024年度〈2次レポート〉](#)

【3】「通訳ガイドテキスト」

2025年度は、「通訳ガイドテキスト」から、ほとんどの問題が出題されると思われますので、**ハロー解説付き「通訳ガイドテキスト」**を徹底的に読み込むことが〈合格への道〉になります。

ハロー解説付「通訳ガイドテキスト」は、[〈ハローカラー印刷サービス〉](#)から入手できます。

【1】<通訳案内の実務>の問題は、ほとんどの問題が、「観光庁研修テキスト」から出題されました。

2018年度～2024年度の「観光庁研修テキスト」からの出題率:95.5%(127題/133題)

2018年度 ⇒ 100%	2022年度 ⇒ 89%
2019年度 ⇒ 100%	2023年度 ⇒ 100%
2020年度 ⇒ 95%	2023年度 ⇒ 94.1%
2021年度 ⇒ 100%	

【2】しかも、繰り返し、同じ問題、類題が出題されています。

<2024年度>

- (1)問題① →2018年度④、2016年度④の類題(通訳案内士法52条(名称独占))
- (2)問題② →2018年度⑥、2020年度②の類題(通訳案内士法30条(研修))
- (3)問題③ →2018年度⑨、2021年度③の類題(旅行業法第12条の5)(書面の交付)
- (4)問題⑦ →2022年度⑧の類題(ジャパン・レール・パス)
- (5)問題⑨ →2023年度⑥の類題(クレームへの適切な対処)
- (6)問題⑩ →2021年度⑬、2022年度⑪の類題(けが人・病人が出た場合の対応)
- (7)問題⑪ →2018年度⑳、2021年度⑭の類題(緊急事態)
- (8)問題⑭ →2018年度⑬、2019年度⑮、2022年度⑭の類題(薬機法)
- (9)問題⑮ →2019年度⑯、2020年度⑱、2021年度⑮の類題(景品表示法)
- (10)問題⑯ →2022年度⑰の類題(ユダヤ人の食習慣「カシュルット」)

<2023年度>

- (1)問題① →2018年度④、2016年度④の類題(通訳案内士法52条(名称独占))
- (2)問題② →2018年度⑥、2020年度②の類題(通訳案内士法30条(研修))
- (3)問題③ →2020年度③、2022年度⑤の類題(禁止行為)
- (4)問題⑥ →2020年度⑥の類題(クレームへの適切な対処)
- (5)問題⑦ →2018年度⑱、2021年度⑫の類題(災害が起きた場合の初動対応)
- (6)問題⑧ →2021年度⑬、2022年度⑪の類題(けが人・病人が出た場合の対応)
- (7)問題⑨ →2020年度⑩の類題(診療の流れ)
- (8)問題⑩ →2018年度⑪、2020年度⑰の類題(著作物の使用方法と罰則について)
- (9)問題⑪⑫ →2018年度⑫、2020年度⑱の類題(旅客自動車運送事業者の利用について)

<2022年度>

- (1)問題① →2019年度大問1問3と同じ問題(通訳案内士法1条(目的)に関する問題)
- (2)問題② →2019年度大問1(4)と同じ問題(通訳案内士法29条(登録証の提示))
- (3)問題⑪ →2021年度問13の類題(「けが人・病人等が出た場合の対応」)
- (4)問題⑭ →2018年度(13)、2019年度(15)の類題(薬機法第66条(誇大広告))

<2021年度>

- (1)問題① →2018年度⑥⑦⑧と同じ問題(通訳案内士法第3条)
- (2)問題② →2019年度⑪と同じ問題(通訳案内士法:旅行サービス手配業務)
- (3)問題③ →2018年度⑨の類題(旅行業法第12条の5)
- (4)問題④ →2020年度④とほぼ同じ問題(旅行業法第12条の10)
- (5)問題⑫ →2020年度㉒と同じ問題(地震に遭遇した場合のガイドの取るべき対応)
- (6)問題⑰ →2018年度⑨の類題(ラクト・オボ・ベジタリアンとビーガンについて)
- (7)問題⑱ →2020年度㉑の類題(ヒンドゥー教徒の食習慣)

「関連法令」からの出題分析

【1】「関連法令」からの出題

- (1) 2018 年度以降、毎年、関連法令から出題されている。
 (2) 2025 年度受験者は、①通訳案内士法、②旅行業法、③著作権法、④薬機法、⑤景品表示法に注意！
 (3) 各年度の関連法令からの出題実績は下記の通りである。

「関連法令」からの出題実績								
年度	通訳案内士法	旅行業法	景品表示法	著作権法	薬機法	住宅宿泊事業法	道路運送法	合計
2018 年度	8	1		1	1		1	12
2019 年度	7	5	1		1			14
2020 年度	3	3	1	1				8
2021 年度	1	3	1					5
2022 年度	2	4	1	1	1			9
2023 年度	3			1			2	6
2023 年度	2	3	1	1	1	1		9
合計	26	19	5	5	4	1	3	63

【2】[通訳案内士法](#) (出題実績)

- 2018 年度→第 2 条(3 題)、第 30 条(3 題)、第 32 条、第 36 条(計8題)
 2019 年度→第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 18 条、第 29 条、第 32 条(計7題)
 2020 年度→第 30 条、第 31 条、第 52 条(計3題)
 2021 年度→第 2 条(計1題)
 2022 年度→第1条、第 29 条(計2題)
 2023 年度→第1条、第13条、第 25 条(計 3 題)
 2024 年度→第 36 条、第 52 条(計2題)

【3】[旅行業法](#) (出題実績)

- 2018 年度→第 12 条(計1題)
 2019 年度→第 1 条(3 題)、第 32 条、第 34 条(計5題)
 2020 年度→第 12 条、第 13 条、施行規則第 32 条の 2(計5題)
 2021 年度→第 12 条(2 題)、第 34 条(計3題)
 2022 年度→第2条、第 12 条、第 13 条、第 32 条(計4題)
 2024 年度→第 4 条、第 12 条(計3題)

【4】[景品表示法\(不当景品類及び不当表示防止法\)](#) (出題実績)

- 2019 年度→第 5 条第 2 項(計1題)
 2020 年度→第 5 条第 2 項(計1題)
 2021 年度→第 2 条第 4 項(計1題)
 2022 年度→第 5 条第 2 項(計1題)
 2024 年度→第 2 条第 4 項(計1題)

【5】[著作権法](#) (出題実績)

- 2018 年度→第 5 条第 2 項(計1題)
 2020 年度→第 5 条第 2 項(計1題)
 2022 年度→第 5 条第 2 項(計1題)
 2024 年度→第 119 条(計1題)

【6】薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律) (出題実績)

2018年度→第66条第2項(虚偽、誇大広告の禁止) (計1題)

2019年度→第66条第2項(虚偽、誇大広告の禁止) (計1題)

2022年度→第66条第2項(虚偽、誇大広告の禁止) (計1題)

2024年度→第66条第2項(虚偽、誇大広告の禁止) (計1題)

【7】道路運送法 (出題実績)

2018年度→第9条第2項(一般旅客自動車運送事業の運賃及び料金) (計1題)

2023年度→第78条(一般旅客自動車運送事業の有償運送) (計2題)

【8】住宅宿泊事業法 (出題実績)

2024年度→第3条(届出義務) (計1題)

【9】「通訳案内の実務」で関連法令が出題される理由

「通訳案内の実務」において関連法令(①通訳案内士法、②旅行業法、③著作権法、④薬機法、⑤景品表示法、⑥住宅宿泊事業法、⑦道路運送法など)が出題されるのは、通訳案内士が法令遵守のもとで安全かつ適切に業務を行うために、これらの法律に関する基本的な理解が不可欠であるからです。

まず、①通訳案内士法は、通訳案内士制度そのものを規定しており、名称の独占、登録義務、業務範囲、守秘義務など、**資格者としての基本的な法的位置づけ**を明示しています。通訳案内士として活動する上で、自己の法的義務を理解し、適切な範囲内で業務を遂行するためには、この法律の正確な理解が不可欠です。

②旅行業法は、旅行者とそれ以外の者(たとえば通訳案内士など)の**業務の範囲を明確に区別**するために重要です。通訳案内士が旅行契約の締結を代行することは法律上禁止されており、旅行商品の販売や手配を行うには旅行業の登録が必要です。ガイド業務の中で観光ルートの提案や施設予約などを行う際にも、法的な線引きを誤らないようにすることが求められます。

③著作権法は、案内時に使う写真、地図、資料、映像などの利用に関係し、無断使用による**権利侵害を避ける上で必要な知識**です。訪日外国人向けの資料を作成・翻訳する場面でも、出典の明示や利用許諾の有無など、基本的な著作権リテラシーが求められます。

④薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)は、**観光客から日本の医薬品や健康関連製品について質問を受ける場面で重要です**。外国人旅行者に対して効果効果を保証したり、医療行為のような説明を行うことは、誤解を招きかねず、法に触れる可能性もあります。

⑤景品表示法は、土産物や体験プログラムを紹介する際に、**過大広告や事実と異なる表示を避け、公正な案内を行うこと**に関係します。観光客に安心して商品やサービスを利用してもらうためにも、法令に基づいた正確な情報提供が必要です。

⑥住宅宿泊事業法(いわゆる**民泊新法**)は、近年需要が高まっている民泊施設の利用に関して、法に適合した宿泊施設かどうかを判断する際に役立ちます。**違法民泊の紹介や予約の手助けをすれば、通訳案内士自身が法的責任を問われる可能性もある**ため、事前に制度や規制を理解しておくことが不可欠です。

⑦道路運送法も非常に重要です。通訳案内士が観光客を車で送迎することは、**原則として「白タク行為」として禁止されています**。旅程中の移動手段に関しても、適法な運送事業者を利用するよう手配・案内することが求められます。

このように、通訳案内士は単に言語を媒介するだけでなく、日本の制度、商習慣、社会規範を踏まえて観光客に安心・安全・快適なサービスを提供することが期待されています。そのため、関連法令を理解し、実務において法令順守を徹底することが、プロフェッショナルとしての信頼性と資質を担保するうえで非常に重要なので、試験においてもその理解度が問われるのです。

2024年度〈通訳案内の実務〉の問題分析

問題番号	正解	配点	「通訳ガイドテキスト」の出題ページ	関連法令						内容	重要度
				通訳案内士法	旅行業法	著作権法	景品表示法	薬機法	住宅宿泊事業法		
1	7	3	10	●						業務独占廃止、	★★★
2	3	3	12	●						登録研修	★★★
3	2	4	15		●					旅行業とは	
4	3	3	21		●					旅程管理	★
5	4	3	18		●					書面の交付	★
6	2	3	73							事前準備	
7	3	3	49							ジャパン・レール・パス	
8	3	3	71							迷子対策	
9	4	3	73							クレーム対応	
10	1	3	80							緊急事態	★
11	2	3	81							カーラーの救命曲線	★
12	3	3	89			●				著作権	★
13	4	3	/						●	民泊サービス	
14	3	3	93					●		広告の行為	★
15	2	3	95				●			不当な表示	★
16	1	3	110							カシュルート	★
17	1	2	113							仏教とは	

13番を除くすべての問題が、「観光庁研修テキスト」「通訳ガイドテキスト」から出題された。

2023年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	正解	配点	「観光庁研修テキスト」 の出題ページ	関連法令			内容	重要度
				通訳案内士法	著作権法	道路運送法		
1	6	4	2左段、3右段 4右段、5左段	●			憧れの職業、経過措置 講習受講義務 名称の使用停止	★★★★
2	1	3	5右段	●			研修の受講義務	★★★★
3	6	4	10左段	●			禁止行為	★★
4	4	3	54右段				運航スケジュール	
5	1	3	52左段、右段				気温、気候	
6	2	3	58左段				クレーム対応	★
7	5	3	61右段 62左段				地震時の初動対応 状況説明、現状報告 安否確認	★★
8	3	3	64左段				応急対応	
9	1	3	69左段				医療通訳	
10	2	3	73左段		●		著作権	★★★★
11	3	3	75左段			●	道路運送法	★
12	1	3	76左段			●	運転手の休息期間	
13	4	3	88左段				イスラム教の断食期間	★★
14	3	3	91左段				イスラム教の礼拝	★★
15	1	3	102右段				イスラム教の食習慣	★★
16	4	3	104右段				アナフィラキシー	★

すべての問題が、「観光庁研修テキスト」から出題されました。

2022年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	正解	配点	「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令					内容	重要度
					旅行業法	著作権法	薬機法	景品表示法		
1	1	3	2右段	●					第1条(目的)	★★★★
									2019年度大問1問1に類題	
2	3	3	/	●					第29条(登録証の提示)	★★★★
									2019年度大問1(4)に同じ問題	
3	4	3	/		●				旅行業法第2条の(1)(3)(4)	★
									初めての出題!	
4	6	3	9右段		●				旅行業法第12条の(4)	★
									初めての出題!	
5	3	3	10右、11左		●				旅行業法第13条(禁止行為)	★
6	4	3	13左段		●				旅行業法施行規則第32条(4)	★
7	5	3	19右段						SIT(Special Interest Tour)(特別な目的のツアー)	★★★★
			20右段						SIC(Seat-In-Coach)(定期観光バス)	
8	1	3	37右、38左						ジャパン・レール・パスの利用資格者の制限	★
9	2	3	55右段						グループ内の一番弱い人に配慮する	★
10	4	3	63右段						科学的な思考方法から最善の避難行動をとる	★
11	1	3	64右段						けが人・病人等が出た場合の対応	★★★★
									2021年度(問13)に類題	
12	2	3	67右段						訪日外国人向け旅行保険	★
13	2	2	73左段			●			著作権の発生と保護期間	★
14	2	2	77左、78右				●		薬機法第66条(誇大広告)	★★★★
									2018年⑬、2019年⑮にも出題された	
15	2	2	79左段				●		景品表示法(不当表示防止法)	★★★★
16	3	3	100左段						ヒンドゥー教のテーブルマナー	★
17	4	3	94右、95左						ユダヤ人の食習慣「カシュルート」	★
18	5	2	105左段						食物アレルギー(特定原材料)	★★
									2018年⑱類題	

2021年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	正解	配点	「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令			内容	重要度
				通訳案内士法	旅行業法	景品表示法		
1	2	3	5右段	●			第3条(研修) 2018年⑥⑦⑧に同じ問題が出題	★★★
2	1	2	9左段		●		第34条(旅行サービス手配業務) 2019年⑪に同じ問題が出題	★★★
3	3	2	10左段		●		第12条の5(書面の交付) 2018年⑨に類題が出題	★★★
4	6	2	11右段		●		第12条の10(企画旅行) 2020年④に同じほぼ問題が出題	★★★
5	2	2	11右段		●		第12条の5(旅程管理を行う者の有無の表示)	★
6	3	2	15右段				旅程管理主任者の資格	★
7	4	2	19左段				IIT(包括旅行)におけるガイドの担当分野	
8	6	3	28左段				クーポンの減員処理	★
9	2	3	37左段				JRの訪日観光関係の割引制度	
10	1	3	54左段				危機の事前防止及びトラブルの最小化	★
11	2	3	57右段				旅行者が迷子になった際の対応	★
12	4	3	61右段				地震に遭遇した場合のガイドのとるべき対応 2018年⑲に同じ問題が出題	★★
13	1	3	64左段				グループ内で死亡者が出た場合のガイドの対応	
14	4	2	66左段				カーラーの救命曲線	★
15	1	2	79右段			●	第2条第4項(景品表示法に関する注意点)	★
16	3	3	92左/93右				右手を優先するイスラム教	★
17	6	3	103右段				ラクト・オボ・ベジタリアンとビーガンについて 2020年度㉒に類題が出題	★★
18	5	3	100左段				ヒンドゥー教徒の食習慣 2020年度㉑に類題が出題	★★
19	4	2	114左段				訪日外国人の消費動向調査	★
20	3	2	120右段				オーストラリア人の消費動向	★

すべての問題が「観光庁研修テキスト」から出題された。

2020年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	大問	小問	正解	配点	「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令				内容	重要度	
						通訳案内士法	旅行業法	著作権法	景品表示法			
1	1	(1)	3	3	5	3 左段	●			第52条(名称の使用制限)	★★★★	
2		(2)	2	2		5 右段	●			第30条(研修)		
3	2	/	1	2	2	10 右段		●		第13条第3項第1号(違反行為)	★★★★	
4	3	(1)	3	2	4	11 左段		●		第12条の10(企画旅行)	★★★★	
5		(2)	3	2		12 右段		●		施行規則第32条の2(手続きの実施)		
6	4	(1)	1	3	13	14 右段				広義の旅程管理	★★★★	
7		(2)	ア	1		2	19 右段					SIT意味(Special Interest Tour)
8			イ	8		2	20 右段					SIC意味(Seat In Coach)
9			ウ	6		2	20 左段					FAMの意味(Familiarization Trip)
10		(3)	5	2		36 右段				JR団体乗車券の減員処理(出札証明)		★
11		(4)	3	2		47 左段				精算書(領収書と確認事項)		★
12	5	/	1	3	3	58 右段				クレーム対処(証明書、手続き、記録)	★	
13	6	(1)	2	2	7	60 右段				災害発生時の避難行動、集団行動	★	
14		(2)	4	2		64 右段				救急救命措置		
15		(3)	1	3		69 左段				外国人旅行者の診察・処置・処方		
16	7	(1)	4	2	11	72 左段	●			第31条(コンプライアンス)	★★★★	
17		(2)	2	3		73 左段 130下		●		第52条(著作権の保護期間)		
18		(3)	4	3		76 左段				貸切バスの交替運転手の確保		
19		(4)	1	3		79 左段			●	第五条第二号(価格その他の取引条件)		
20	8	(1)	4	2	6	/				世界の主な宗教人口	★★	
21		(2)	2	2		100 左段				ヒンドゥー教徒の食習慣		
22		(3)	2	2		103 右段				ベジタリアン(ビーガン)の食生活		

大問8(1)を除き、すべての問題が「観光庁研修テキスト」から出題された。

2019年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	大問	小問	正解	配点	「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令			内容	重要度	
						通訳案内士法	旅行業法	薬機法			
1	1	(1)	問1	2	2	13	2 右段	●		第1条(目的)(制度)	★★★★
2			問2	3	3		2 右段	●		第2条(目的)(適正)	
3			問3	4	3		2 右段	●		第3条(目的)(国際観光)	
4		(2)	4	2	3 左段		●		第52条(名称の使用制限)		
5		(3)	2	3	/		●		第18条(登録)		
6		(4)	2	3	/		●		第29条(登録証の提示)		
7		(5)	3	3	72 左段		●		第32条(信用と品位)		
8	2	(1)	問1	3	2	11	7 左段	●		第1条(取引の公正)	★★★★
9			問2	4	2		7 左段	●		第1条(安全の確保)	
10			問3	1	2		7 左段	●		第1条(利便の増進)	
11		(2)	3	2	9 左段		●		第34条(旅行サービス手配業務)		
12		(3)	4	3	12 右段		●		第32条(代替手配)		
13	3	(1)	3	3	6	24 左段			集合時間の周知	★★	
14		(2)	4	3		20 左段			Overland Tour とは	★★	
15	4	(1)	4	3	5	77~78		●	第66条(虚偽、誇大広告の禁止)	★★	
16		(2)	1	2		79 左段		●	第5条第2項(価格その他の取引条件)	★★★★	
17	5	(1)	問1	4	2	9	83 左段			訪日外国人消費動向調査(日本食)	★★★★
18			問2	1	2		83 左段			訪日外国人消費動向調査(買い物)	
19			問3	2	2		83 左段			訪日外国人消費動向調査(街歩き)	
20		(2)	3	3	106				食物アレルギー	★★	

すべての問題が、「観光庁研修テキスト」と通訳案内士法の条文から出題された。

2018年度<通訳案内の実務>の問題分析

問題番号	大問	小問	正解	配点	「観光庁研修テキスト」の出題ページ	関連法令					内容	重要度		
						通訳案内士法	旅行業法	著作権法	道路運送法	薬機法				
1	1	(1)	問1	2	2	18	2 右段	●				第2条(業務)(報酬)	★★★★	
2			問2	3	2		2 右段	●				第2条(業務)(通訳案内)		
3			問3	4	2		2 右段	●				第2条(業務)(旅行)		
4		(2)	2	3	3 左段		●				第36条(業務独占の廃止)			
5		(3)	3	3	72 左段		●				第32条(信用と品位)			
6		(4)	問1	2	2		5 右段	●				第30条(研修)		
7			問2	1	2		5 右段	●				第30条(研修)		
8			問3	4	2		5 右段	●				第30条(研修)		
9	2	/		1	3	3	10 左段		●			第12条の5(書面の交付)	★★	
10	3	/		4	3	3	33 左段					旅程管理の実務	★★	
11	4	(1)	3	3	9	74 左段			●			第119条(罰則)	★★	
12		(2)	4	3		76 右段				●		第9条第2項(貸切バスの運賃)		
13		(3)	1	3		77 右段					●	第66条(虚偽、誇大広告の禁止)		
14	5	(1)	3	3	11	88 左段						イスラム教のラマダン	★★★★	
15		(2)	問1	4		2	90 右段						イスラム教の礼拝(回数)	★★★★
16			問2	1		2	90 右段						イスラム教の礼拝(メッカ)	★★★★
17		(3)	1	2		97 左段							キリスト教の食事制限	★★
18		(4)	4	2		104 右段							食物アレルギー	★★
19	6	(1)	4	3	6	61 右段						危機管理(災害発生時)	★★	
20		(2)	3	3		66 左段							救急救命措置	★★

すべての問題が「観光庁研修テキスト」から出題された。

通訳ガイドテキスト

(初版)

2025年度〈通訳案内の実務〉受験用

- (1) 本書は、「観光庁研修テキスト」をベースに、2025年4月に「通訳ガイドテキスト」として新たに発行されたものですが、内容的には、「観光庁研修テキスト」の98%以上を継承しています。
- (2) 従って、2018年度～2024年度の〈通訳案内の実務〉の問題の95.5%(127題/133題)が本書にて確認することができます。
- (3) 2024年度の問題の94.1%(16題/17題)が本書にて確認することができます。
- (4) 2018年度～2024年度の出題箇所をマーキングして、出題年度・問題番号を明記しました。
- (5) 目次にも、出題年度・問題番号を明記しました。
- (6) 2025年度受験者は、本書からどのように問題が作成されたのかをよく見ておくことが大切です。

はじめに	P.1
第1編 通訳案内に関する実務・関係法令に関する基本的な知識	P.9
第1章 通訳案内士法・旅行業法等に関する知識	P.9
1-1.通訳案内士制度について	P.9
1-1-1.通訳案内士法の改正 2019①②③	P.9
1-1-2.全国通訳案内士と地域通訳案内士について 2018①②③	P.9
1-1-3.憧れの職業となるように位置づける / / / /2024①	P.10
1-1-4.全国通訳案内士試験 2023①	P.11
1-1-5.通訳案内士法の一部改正に伴う経過措置の研修(観光庁研修)2018⑥⑦⑧/2021①/2023①	P.12
1-1-6.登録研修機関が行う通訳案内研修の受講義務 2018⑥⑦⑧/2020②/2023②	P.12
1-1-7.登録研修機関	P.12
1-1-8.登録証の提示等	P.13
1-2.旅行業法について	P.15
1-2-1.旅行業法とは 2019⑧⑨⑩/2024③	P.15
1-2-2.旅行の種類	P.15
1-2-3.登録制度と旅行業者の業務範囲	P.16
1-2-4.旅行サービス手配業 2019⑪/2021②/2022④	P.17
1-2-5.旅行業者等の書面交付義務 2018⑨/2019⑪/2021③/2024④	P.18
1-2-6.禁止行為 2020③/2022⑤/2023③	P.18
1-3.旅行業法に基づく旅程管理	P.20
1-3-1.旅程管理業務とは 2020④/2021④	P.20
1-3-2.旅程管理主任者とは 2021⑤	P.20
1-3-3.旅程管理主任者の選任要件 2024④	P.20
1-3-4.旅程管理主任者の法定業務	P.21
1-3-5.通訳案内業務と添乗員業務の兼務	P.22
第2章 旅程管理の実務	P.23
2-1.旅程管理の必要性	P.23
2-1-1.旅程管理に関する多様な実務	P.23
2-1-2.二つの旅程管理について	P.23
2-1-3.広義の旅程管理について 2020⑥/2021⑥	P.24
2-1-4.訪日外客の把握・理解 2019⑭/2020⑦⑧⑨/2021⑦/2022⑦	P.26
2-2.訪日外客に対する特別な配慮	P.29
2-2-1.日本の生活様式やルールの説明	P.29
2-2-2.集合時間/場所の周知 2019⑬	P.33
2-2-3.食事の際の配慮	P.33
2-2-4.日本旅館での配慮	P.34
2-2-5.多様な質問に対する準備と心構え 2024⑥	P.35

2-3.添乗の準備	P.36
2-3-1.書類等の受け取りと確認 2021⑧	P.36
3-4.添乗 2018⑩	P.43
2-4-1.貸切バスでの添乗	P.43
2-4-2.列車での添乗 2020⑩／2021⑨／2022⑧	P.46
2-4-3.航空機での添乗	P.49
2-4-4.船舶・クルーズ船での添乗	P.54
2-4-5.立ち寄り先観光	P.55
2-4-6.食事について	P.56
2-4-7.宿泊施設について	P.58
2-4-8.自由行動等について	P.60
2-4-9.最終日／帰着・解散	P.61
2-5.報告・精算	P.62
2-5-1.報告	P.62
2-5-2.報告についての注意点	P.62
2-5-3.報告書とともに提出するもの	P.62
2-5-4.精算書 2020⑪	P.62
2-5-5.精算書とともに提出するもの	P.62
第2編 危機管理・災害発生時等における適切な対応	P.63
第3章 危機管理と事前調査	P.63
3-1.通訳ガイドにとっての危機管理の基本的考え方	P.63
3-1-1.「第2章 旅程管理の実務」との関係	P.63
3-1-2.なぜ、通訳ガイドが危機管理の対応に努めなければならないか	P.63
3-1-3.通訳ガイドにとっての危機管理	P.64
3-2.事前調査	P.65
3-2-1.依頼者からの情報の収集・整理	P.65
3-2-2.事前調査のポイント 2023⑤	P.66
3-2-3.下見による調査	P.67
3-3.危機の事前防止及びトラブルの最小化 2021⑤	P.69
3-3-1.広義の意味での危機としてのトラブルを防止する方法 2023④	P.69
3-3-2.トラブル事前防止の方法	P.69
3-3-3.迷子を出さないための工夫 2024⑧	P.71
3-3-4.万が一、迷子が出てしまった場合の対応方法 2021⑪	P.72
3-4.危機発生後の適切な対応	P.72
3-4-1.危機における基本姿勢	P.72
3-4-2.クレームへの適切な対処 2020⑫／2023⑥／2024⑨	P.73
3-4-3.危機対応の事例	P.74

第4章 災害発生時等における適切な対応	P.75
4-1.災害発生時等の対応の基本	P.75
4-1-1.災害発生時等における行動の基本 2020 ^⑬	P.75
4-1-2.初動対応-地震が起きたら- 2018 ^⑲ ／2021 ^⑫ ／2023 ^⑦	P.77
4-1-3.避難行動 2022 ^⑪	P.78
4-1-4.けが人・病人等が出た場合の対応 2021 ^⑬ ／2022 ^⑪ ／2023 ^⑧ ／2024 ^⑩	P.79
4-2.救急救命措置	P.80
4-2-1.救急救命措置における通訳ガイドの役割 2020 ^⑭ ／2021 ^⑬	P.80
4-2-2.応急手当 2018 ^⑳ ／2021 ^⑭	P.80
4-3.訪日外客に対応可能な医療施設等に関する知識 2024 ^⑪	P.81
4-3-1.主な医療施設の種類	P.81
4-3-2.どの医療施設を受診するか 2022 ^⑫	P.82
4-3-3.診療の流れ 2020 ^⑮ ／2023 ^⑨	P.83
4-3-4.遠隔医療通訳サービス	P.85
4-4.危機管理／災害時対応で有用な情報	P.85
4-4-1.自然災害時に役立つアプリケーション等	P.85
4-4-2.インバウンド向け旅行保険	P.86
第5章 コンプライアンス 2018 ^⑤	P.87
5-1.著作権法 2020 ^⑯	P.87
5-1-1.著作権制度の概要 2019 ^⑦ ／2022 ^⑬	P.87
5-1-2.著作権の使用方法和罰則について 2018 ^⑪ ／2020 ^⑰ ／2023 ^⑩ ／2024 ^⑫	P.88
5-1-3.通訳ガイドによる著作物の使用について	P.89
5-2.道路運送法	P.90
5-2-1.旅客自動車運送事業について	P.90
5-2-2.通訳ガイドの業務における自家用車の使用について	P.90
5-2-3.旅客自動車運送事業者の利用について 2018 ^⑪ ／2020 ^⑰ ／2023 ^⑩	P.91
5-3.商品・サービスの説明に関する法令 2018 ^⑬	P.92
5-3-1.医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 2019 ^⑮ ／2022 ^⑭ ／2024 ^⑭	P.93
5-3-2.不当景品類及び不当表示防止法 2019 ^⑯ ／2020 ^⑲ ／2021 ^⑮ ／2022 ^⑮ ／2024 ^⑮	P.94
5-3-3.通訳ガイドによる商品・サービスの口頭説明時の留意事項について	P.96
第3編 外国人ごとの生活文化への対応	P.97
第6章 宗教上の注意点・食習慣の知識	P.97
6-1.なぜ、外国人ごとの生活文化への対応が必要か	P.97
6-1-1.背景	P.97
6-1-2.食は、訪日旅行の最大の楽しみ 2019 ^⑰ ⑱ ^⑲	P.98
6-1-3.食の多様性と多文化共生	P.99
6-1-4.「訪日外客が要望する」食材と料理に関する理解	P.99

6-2.宗教ごとの特徴	P.100
6-2-1.宗教ごとの対応の基本	P.100
6-2-2.イスラム教 2018 ^⑭ ^⑮ ^⑯ ／2021 ^⑰ ／2023 ^⑬ ^⑭	P.101
6-2-3.ユダヤ教 2022 ^⑰ ／2024 ^⑰	P.109
6-2-4.キリスト教 2018 ^⑰	P.112
6-2-5.仏教 2024 ^⑰	P.113
6-2-6.ヒンドゥー教 2020 ^⑳ ／2022 ^⑰	P.114
6-2-7.ジャイナ教	P.117
6-3.食習慣に関する知識	P.119
6-3-1.ベジタリアン 2020 ^㉒ ／2021 ^⑰	P.119
6-3-2.食物アレルギー 2018 ^⑱ ／2022 ^⑱ ／2023 ^⑰	P.121
6-3-3.食習慣に関して適切な対応を行うために	P.123
6-4.飲食店等での受入れ対応方法 2019 ^㉑	P.124
6-4-1.飲食店等での受入れにおける通訳ガイドの役割	P.124
6-4-2.飲食店等との連携による接遇の基本	P.124
6-4-3.飲食店等における対応の方法	P.126
第7章 文化別・国別の特徴を把握するために有用なデータ 2021^⑲	P.130
7-1.インバウンド消費動向調査(旧:訪日外国人消費動向調査)	P.130
7-1-1.調査の概要	P.130
7-1-2.調査で把握できること	P.130
7-2.訪日外客統計	P.131
7-2-1.統計の概要	P.131
7-2-2.統計で把握できること	P.131
7-3.宿泊旅行統計調査	P.132
7-3-1.調査の概要	P.132
7-3-2.調査で把握できること	P.132
第4編 コミュニケーションと活躍機会	P.133
第8章 訪日外客とコミュニケーションを取る上でのポイント	P.133
8-1.基礎的なコミュニケーション能力の向上	P.133
8-1-1.通訳ガイドが情報を伝える際のポイント	P.133
8-1-2.言語コミュニケーションと非言語コミュニケーション	P.133
8-1-3.視覚的な資料の作成・活用	P.134
8-1-4.ストーリーテリング	P.134
8-2.ICTツールを活用したコミュニケーション	P.136
8-2-1.ICTツール活用の重要性	P.136
8-2-2.ガイド業務の質の向上に資するICTツール	P.136
8-2-3.訪日外客に喜ばれる写真の撮り方	P.137

第9章 通訳ガイドとしての活躍機会の拡大に向けたポイント	P.138
9-1.仕事の獲得	P.138
9-1-1.旅行会社主催のガイドツアー催行の流れ	P.138
9-1-2.仕事を得る主なルート	P.139
9-1-3.旅行会社経由での仕事の獲得方法	P.140
9-1-4.訪日外客からの直接依頼による仕事の獲得方法	P.140
9-1-5.ガイド仲間による紹介やホテルコンシェルジュからの仕事の獲得方法	P.141
9-1-6.ガイドで生計を立てるポイント	P.141
9-2.高付加価値旅行者対応	P.142
9-2-1.高付加価値旅行者の旅のスタイルと地域への波及効果	P.142
9-2-2.高付加価値旅行者を迎え入れる受入側の関係者	P.143
9-2-3.現地での高付加価値旅行者の受入れ	P.143
参考資料	P.144
資料1 覚えておきたい専門用語	P.144
資料2 著作者人格権と著作権(財産権)	P.147
資料3 著作物の種類	P.148
資料4 著作権の保護期間	P.148
資料5 著作物が自由に使える場合 2020⑰	P.149
資料6 通訳ガイドによる自家用車を用いた通訳案内行為	P.150
資料7 通訳案内士等による観光ガイド事業との一体運送	P.160
資料8 その他の応急手当(ファーストエイド)のケースごとの対応 2024⑩	P.161
資料9 救急救命の手順	P.169
資料10 高付加価値旅行者の志向	P.169
資料11 高付加価値旅行ガイドに求められる能力・要件(JNTO提供資料)資料12 ガ	P.170
イドに役立つ参考リンク集	P.171

1-1-3. 憧れの職業となるよう位置づける

(1) 様々な主体の参画

通訳案内士制度のあり方については、前述の規制改革会議の答申等を踏まえ、平成26年12月より、観光庁において開催された「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」(以下、検討会という。)の最終取りまとめ(平成29年3月)において、以下の方針が示された。

「外国人に対し、有償で、外国語による旅行に関する案内を行うことが独占的に認められている通訳案内士の業務を開放し、様々な主体が参画して多様なニーズに臨機応変かつ的確に対応できるようにし、観光先進国として質の高い観光交流を実現するために必要な環境を整備すべきであるということである。

具体的に、『通訳案内士』については、下記の点について見直しを行うべきである。」

- 我が国の歴史や文化に関する正確な知識を有し、かつ、訪日外客に満足度の高い案内を行うことができる者として、憧れの職業となるよう位置づけを整理し直す。2023①
- 現場感覚を取り入れた試験を課し、定期的な研修を義務付ける。

(2) 業務独占の廃止 2018④/2024①

改正法により、旧通訳案内士法第三十六条「通訳案内士でない者の業務の制限」(通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。)が削除された。

これにより、通訳案内士制度において業務独占規制が廃止され、全国通訳案内士又は地域通訳案内士の資格を有さない者であっても、有償で通訳案内を行うことが可能となった。

(3) 名称独占 2024①

一方、以下の条項については条文の一部を改めて残され、名称独占規制は存続することとなった。

名称独占規制の存続は、全国通訳案内士及び地域通訳案内士以外の者が、当該名称を用いて業務を行うことを禁ずることにより、訪日外客や旅行者等、ガイドの利用者が質の高いガイドを選択することを容易にするものである。

(名称の使用制限)

第五十二条 全国通訳案内士でない者は、全国通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2019④/2020①

第六十条 地域通訳案内士でない者は、地域通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(略)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。2023①

一 第二十五条第三項の規定により全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、全国通訳案内士の名称を使用したもの

二・三 (略)

四 第五十二条の規定に違反した者

五 第五十七条において準用する第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、地域通訳案内士の名称を使用したもの 2023①

六 (略)

七 第六十条の規定に違反した者

各問題に対する解答はマークシートの解答欄にマークすること。例えば と表示のある問題に対して④と解答する場合は、マークシート の解答欄の④にマークすること。

問1 「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第50号)の施行により、通訳案内士に関わる資格や業務内容、義務などが部分的に変更されることとなった。この点に関連する説明として、正しい選択肢の組み合わせはどれか。①～⑧の中から一つ選びなさい。(3点)

- a 従来の業務独占規制は廃止され、当分野への参入障壁が撤廃されたものの、いわゆる無資格ガイドの存在が許容されたわけではない。
- b 従来の業務独占規制が廃止された結果、登録研修機関についても当分野への参入障壁が撤廃され、広く多様な主体が自由に参画できるようになった。
- c この制度改革により無資格者も含め、様々な主体が参画して多様な訪日旅行者のニーズに対応できるよう、有償で通訳案内を行うことが可能となった。
- d この制度改革により、有資格者以外の者も登録研修機関研修の受講のほか、外国語や通訳案内実務に関する講習を受講することが制度化された。
- e 名称独占規制は残り、有資格者以外の者も「通訳ガイド」「登録ガイド」等の名称の使用は認められず、全国通訳案内士または地域通訳案内士という名称を用いることが定められた。
- f 名称独占規制の存続理由は、訪日外国人旅行者や旅行者などの利用者が、高品質のガイドを選択しやすいようにすることにある。

- ① a・b ② a・d ③ a・e ④ b・d
 ⑤ b・f ⑥ c・e ⑦ c・f ⑧ e・f

問2 全国通訳案内士は、その高品質な通訳案内ガイドとしての質的保証のため、一定の課題が課せられている。それに関する説明として、正しいものはどれか。①～④の中から一つ選びなさい。(3点)

- ① 通訳案内士試験に合格したうえで、全国通訳案内士となった者は、登録研修機関が実施する通訳案内研修を受講することが推奨されている。
- ② 全国通訳案内士は、3年ごとに登録研修機関が実施する通訳案内研修を受講することが義務付けられている。
- ③ 全国通訳案内士が登録研修機関での研修の受講義務に違反した場合、都道府県知事はその登録の取り消し、または一定期間、全国通訳案内士の名称の使用停止を命じることができる。
- ④ 全国通訳案内士は、高品質のガイドとして国際観光の振興に寄与する必要から、登録研修機関において通訳案内研修のほか、外国語や日本の歴史・地理等に関する講習を受講する義務がある。